

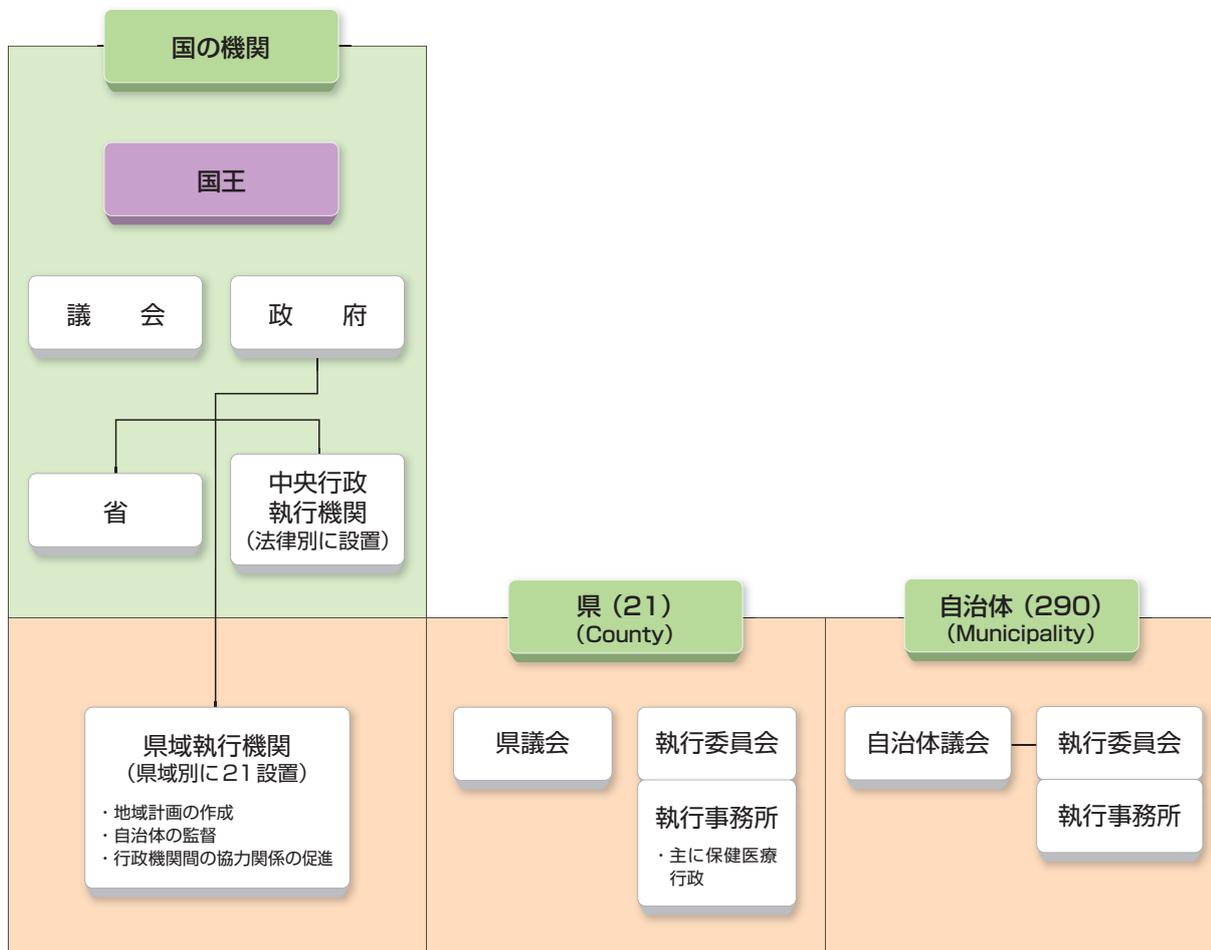


資料編

2012年12月現在

スウェーデン資料

スウェーデンの行政制度



※県と自治体の括弧内の数字は個数

- ・スウェーデンの県は国の地方行政区(21に分かれている)であり、それぞれに国の出先機関である「県域執行機関」が設置されています。県域執行機関の長官はわが国の県知事に相当しますが、政府によって任命されます。
- ・スウェーデンにおける県と自治体は異なる行政実務を行っており、上下関係にはありません。
- ・地方自治における“県”の役割は大部分が広域医療であり、その他に県域内の開発・交通などの特定業務だけを行っています。それ以外の行政は自治体が行います。例外的にバルト海の島にあたるゴトランド県には、県議会が設置されておらず、自治体の行政機関が業務を代行しています(県議会の数は20となります)。
- ・自治体及び県の行政は、それぞれの議会議員から構成される執行委員会によって監督されます。実質的に、執行委員会の会長が自治体の首長に相当します。

※国の中央行政執行機関と県域執行機関について

- ・中央行政執行機関と県域執行機関は総称。個別の機関はいずれも何らかの省に属しますが、執行機関の活動内容と権限は法令で定められます。執行機関の日常業務に対して省が直接指示することはありません(禁止されています)。

(Level of Local Democracy in Sweden. Swedish Association of Local Authorities and Regions 及びスウェーデン政府ウェブサイトより作成)

放射性廃棄物

◎放射性廃棄物の区分

区 分	種 類
高レベル放射性廃棄物	使用済燃料
中レベル放射性廃棄物	主に原子力発電に伴い発生する運転廃棄物及び廃炉廃棄物のうち、放射性物質濃度の高いもの
低レベル放射性廃棄物	主に原子力発電に伴い発生する運転廃棄物及び廃炉廃棄物のうち放射性物質濃度の低いもの

◎CLAB (集中中間貯蔵施設)



(SKB社提供資料より引用)

◎高レベル放射性廃棄物の中間貯蔵

設 備	所有者／運転者	受入廃棄物	廃棄物発生源	容 量	貯蔵量	操業状況
CLAB	所有・運転：スウェーデン核燃料・廃棄物管理会社 (SKB社)	使用済燃料	原子力発電所	8,000トン (ウラン換算)	5,222トン (2010年末)	1985年より操業開始

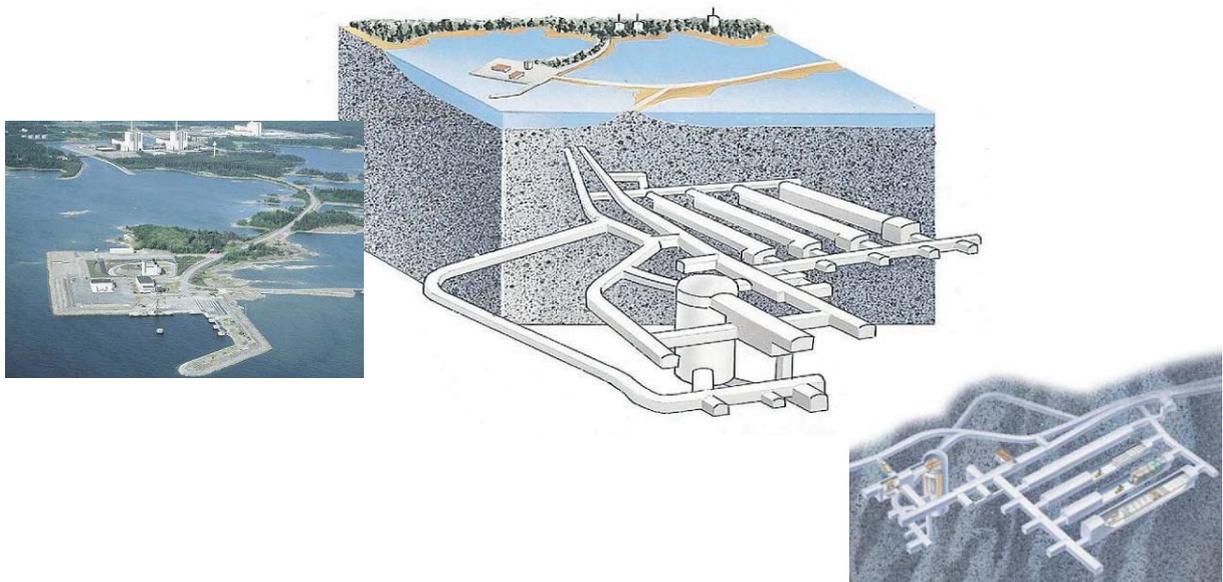
(放射性廃棄物等安全条約に基づくスウェーデン国別報告書 (第4回) 及びActivities 2010より作成)

◎低中レベル放射性廃棄物の処分

設 備	所有者／運転者	廃棄物発生源	処分施設概要 (方式、深度)	容 量	処分量	操業状況	閉鎖後のモニタリング期間
SFR-1	所有・運転：スウェーデン核燃料・廃棄物管理会社 (SKB社)	原子力発電所 研究活動 その他	浅地中サイロ及びトンネル 深度：60m	6万 3,000m ³	約 33,871m ³ (2010年末)	1988年より操業開始	必要なとされている

(Low-level radioactive waste repositories : an analysis of costs, OECD/NEA, 放射性廃棄物等安全条約に基づくスウェーデン国別報告書 (第4回)、SKB社ウェブサイト及びActivities 2010より作成)

◎SFR (低中レベル放射性廃棄物の処分場)

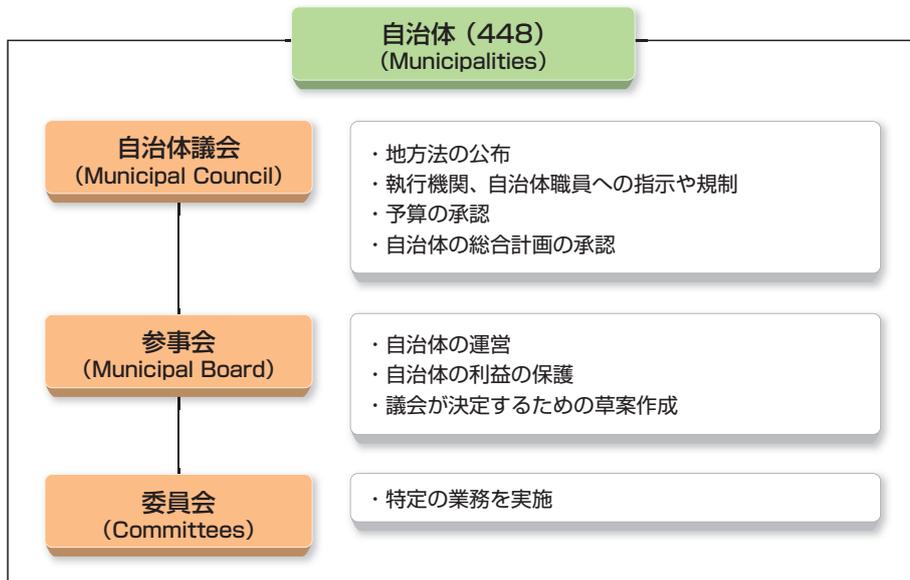


(SKB社提供資料より引用)

資料編

フィンランド資料

フィンランドの地方自治体制度



※括弧内の数字は個数

(「フィンランドの地方自治」財団法人自治体国際化協会及び「Find out about フィンランド」オタヴァ出版社より作成)

放射性廃棄物

◎放射性廃棄物の区分

区 分	種 類
高レベル放射性廃棄物	使用済燃料
中レベル放射性廃棄物	主に原子力発電の運転により発生する運転廃棄物及び廃炉廃棄物
低レベル放射性廃棄物	主に原子力発電の運転により発生する運転廃棄物及び廃炉廃棄物

◎高レベル放射性廃棄物の中間貯蔵

設 備	所有者／運転者	受入廃棄物	廃棄物発生源
オルキオ原子力発電所貯蔵施設 (KPA 貯蔵施設)	テオリスーデン・ヴォイマ社 (TVO 社)	使用済燃料	原子力発電所
ロヴィーサ原子力発電所の中間貯蔵施設	フォルツム・パワー・アンド・ヒート社 (FPH 社)	使用済燃料	原子力発電所

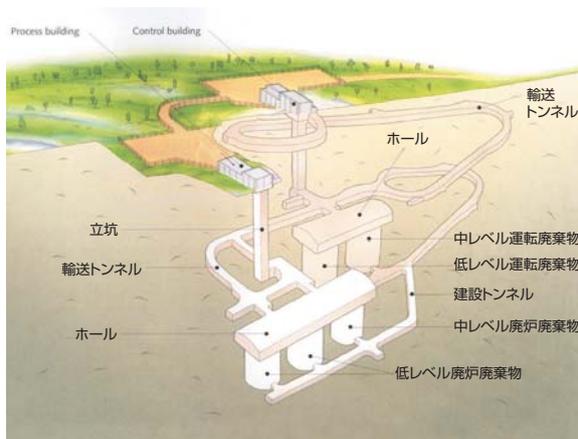
(ボシヴァ社報告書より作成)

◎低中レベル放射性廃棄物の処分

設 備	所有者／運転者	廃棄物発生源	処分施設概要 (方式、深度)	容 量	処分量	操業状況	閉鎖後のモニタリング期間
オルキオ処分場	テオリスーデン・ヴォイマ社 (TVO 社)	原子力発電所	浅地層 サイロ：深度 60～100m	約8,432m ³	5,502m ³ (2011年末)	1992年より 操業開始	未決定
ロヴィーサ処分場	フォルツム・パワー・アンド・ヒート社 (FPH 社)	原子力発電所	浅地層 坑道： 深度110m	約5,400m ³	1,775m ³ (2011年末)	1998年より 操業開始	未決定

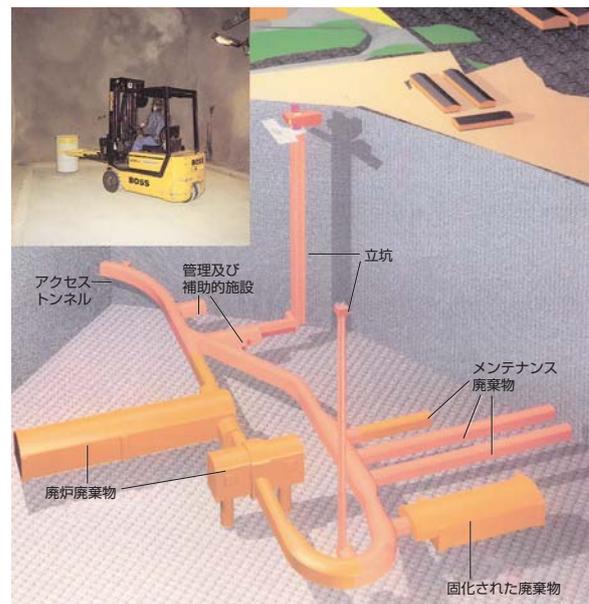
(ボシヴァ社報告書、放射性廃棄物等安全条約に基づくフィンランド国別報告書 (第4回) より作成)

◎オルキオ処分場



(テオリスーデン・ヴォイマ社 (TVO 社) 報告書より引用)

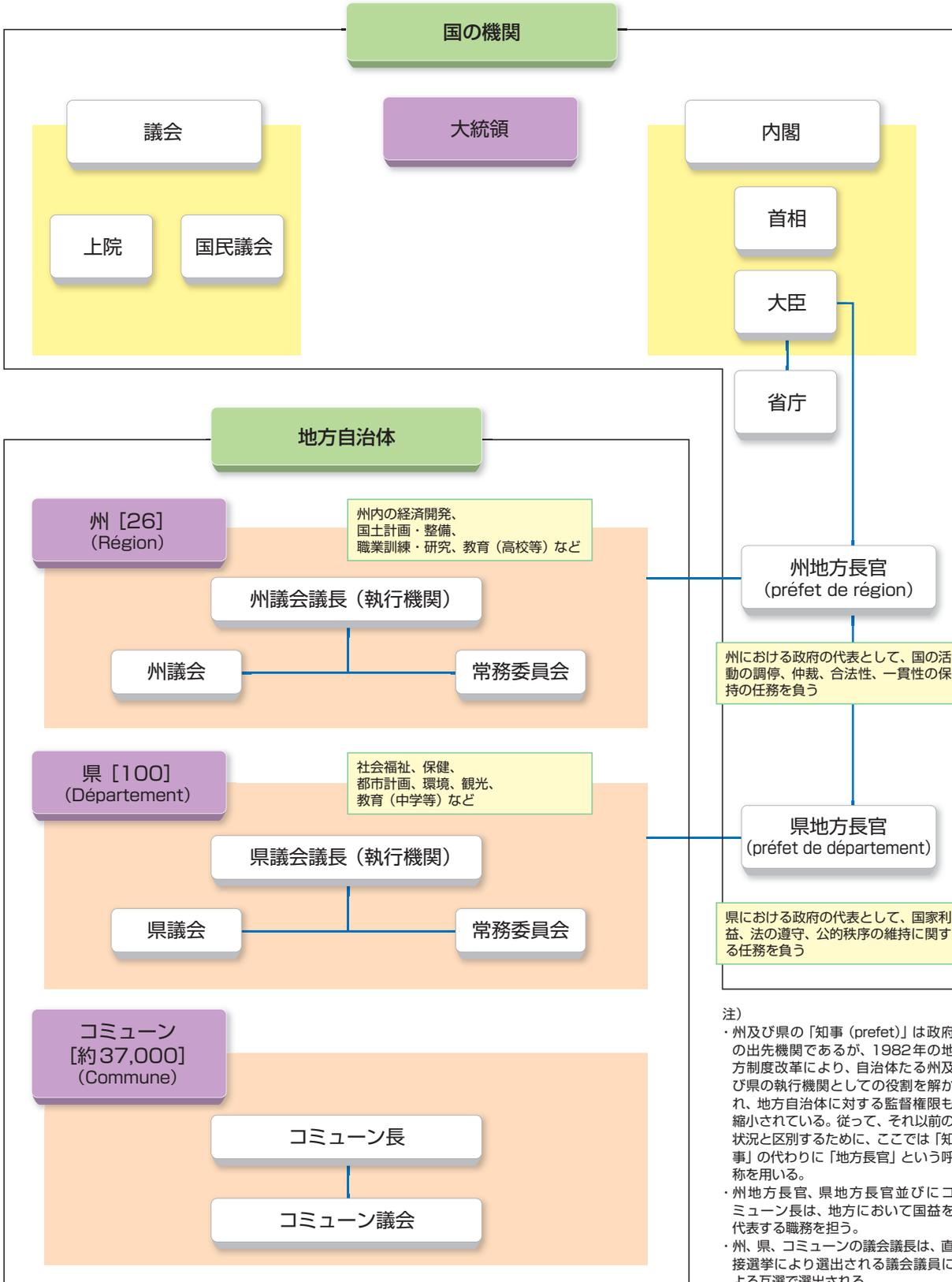
◎ロヴィーサ処分場



(フォルツム・パワー・アンド・ヒート社 (FPH 社) より引用)

フランス資料

フランスの地方自治体制度



※カッコ内の数字は自治体の数
 (「フランス地方分権 15年」財団法人自治体国際化協会より作成)

放射性廃棄物

◎放射性廃棄物の区分

区分	種類
高レベル放射性廃棄物 (カテゴリー C)	ガラス固化体及び使用済燃料
長寿命中レベル放射性廃棄物 (カテゴリー B)	再処理によって発生する廃棄物 (ハル・エンドピース、廃液処理による沈澱物)、再処理工場及び研究所における補修管理廃棄物
短寿命低中レベル放射性廃棄物 (カテゴリー A)	主に原子力発電所、核燃料サイクル関連工場などで発生する運転廃棄物
長寿命低レベル放射性廃棄物	ラジウム含有率の高い廃棄物及び GCR の廃炉による黒鉛廃棄物
極低レベル放射性廃棄物	ウラン鉱滓、廃炉廃棄物

(Nuclear Safety In France in 2005, ASN Annual Report より作成)

◎高レベル放射性廃棄物の中間貯蔵

設備	所有者／運転者	受入廃棄物	廃棄物発生源
サイト内貯蔵施設 (各原子力発電所)	フランス電力株式会社 (EDF)	使用済燃料	原子力発電所
ラ・アーク再処理工場内貯蔵施設	AREVA NC 社 (旧 COGEMA 社)	ガラス固化体	再処理工場
カダラッシュ原子力研究センター内貯蔵施設	原子力・代替エネルギー庁 (CEA)	使用済燃料	研究炉

(Nuclear Safety In France in 2005, ASN Annual Report より作成)

◎低中レベル放射性廃棄物の処分

設備	所有者／運転者	廃棄物発生源	処分施設概要 (方式、深度)	容量	処分量	操業状況	閉鎖後のモニタリング期間
ラ・マンシュ処分場	放射性廃棄物管理機関 (ANDRA)	原子力発電所、核燃料サイクル、研究、放射性同位体	浅地中のトンネル及びポールト	約 53 万 m ³	約 53 万 m ³ (1969～94年)	1969年操業開始 1994年操業終了	300年
オーブ処分場	放射性廃棄物管理機関 (ANDRA)	原子力発電所、核燃料サイクル、研究、放射性同位体	浅地中のポールト	約 100 万 m ³	24 万 3,225 m ³ (2010年末時点)	1992年操業開始	300年
モルヴィリエ処分場	放射性廃棄物管理機関 (ANDRA)	原子力発電所、核燃料サイクル、研究、放射性同位体	浅地中のトレンチ	約 65 万 m ³	17 万 4,384 m ³ (2010年末時点)	2003年操業開始	数十年

(ANDRA 資料、放射性廃棄物等安全条約フランス国別報告書 (第 4 回)、Nuclear Safety In France in 2005, ASN Annual Report より作成)

◎ラ・マンシュ処分場



(ANDRA ウェブサイトより引用)

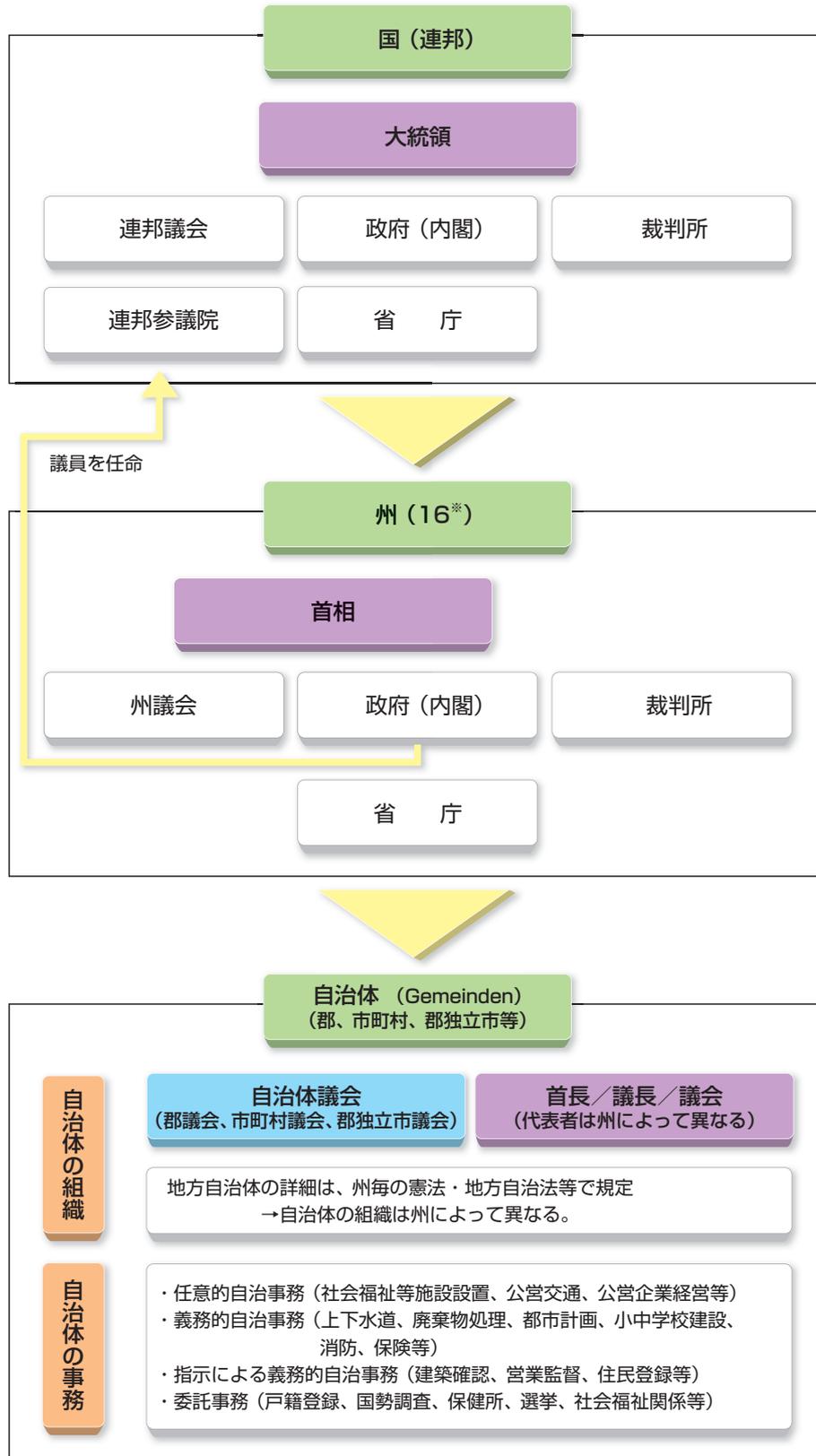
◎オーブ処分場



(ANDRA ウェブサイトより引用)

ドイツ資料

ドイツの地方自治体制度



※カッコ内の数字は個数

(「ドイツ地方行政の概要」財団法人自治体国際化協会及び「ドイツ入門」村上淳一他より作成)



放射性廃棄物

◎放射性廃棄物の区分

区 分	種 類
発熱性放射性廃棄物	廃棄物の発熱による処分空洞壁面の温度上昇が3度以上のもの
非発熱性放射性廃棄物	廃棄物の発熱による処分空洞壁面の温度上昇が3度未満のもの

◎高レベル放射性廃棄物の中間貯蔵

設 備	所有者／運転者	受入廃棄物	廃棄物発生源
ゴアレーベン	ゴアレーベン燃料貯蔵会社 (BLG)	使用済燃料 ガラス固化体	原子力発電所
アーハウス	アーハウス燃料貯蔵会社 (BZA)	使用済燃料	原子力発電所
ノルト	ノルト・エネルギー社	使用済燃料	原子力発電所 (旧東ドイツ)
サイト内貯蔵施設 (各原子力発電所)	各発電所所有者等	使用済燃料	原子力発電所

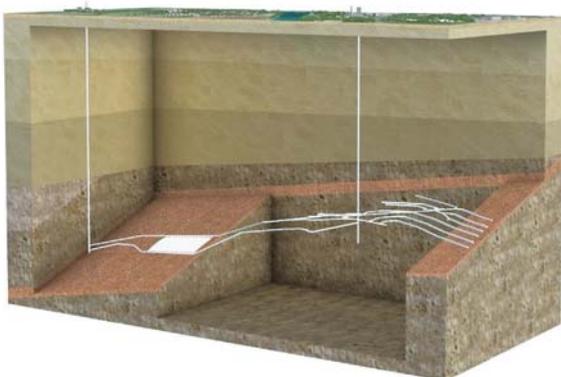
(放射性廃棄物等安全条約に基づくドイツ国別報告書 (第4回) 及び連邦放射線防護庁 (BfS) ウェブサイト等より作成)

◎非発熱性放射性廃棄物の処分

設 備	所有者／運転者	廃棄物発生源	処分施設概要 (方式、深度)	容 量	処分量	操業状況	閉鎖後のモニタリング期間
モルスレーベン 処分場 (ERAM)	連邦放射線防護庁 (BfS) / ドイツ 廃棄物処分施設 建設・運転会社 (DBE社)	原子力発電所、 研究所、RI	旧岩塩鉱山： 深度約500m	約5万 4,000m ³	3万6,753m ³ (~1998年)	1978年より操 業開始 1998年の受入 を最後に2001 年閉鎖決定	未定
コンラッド 処分場	連邦放射線防護庁 (BfS) / ドイツ 廃棄物処分施設 建設・運転会社 (DBE社)	原子力発電所、 研究所、RI	旧鉄鉱山： 深度約800 ~1,300m	約30万 3,000m ³	未操業	2014年末まで に操業準備完了 予定	未定

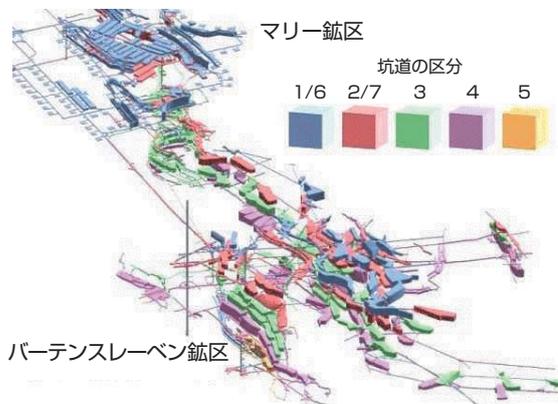
(Low-level waste repositories: an analysis of cost, OECD/NEA 及び放射性廃棄物等安全条約に基づくドイツ国別報告書 (第4回) 等より作成)

◎コンラッド処分場



(BfSウェブサイトより引用)

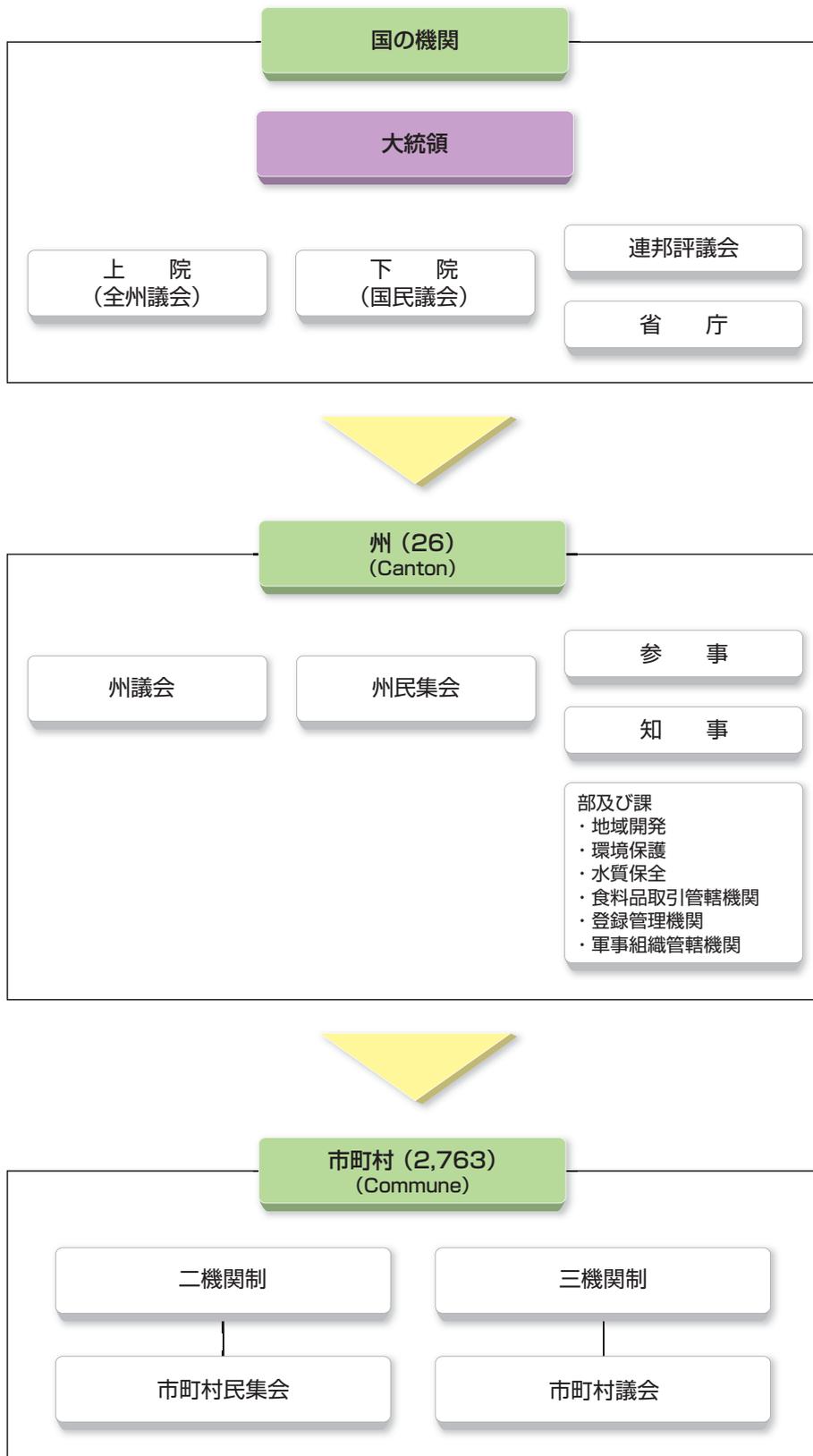
◎モルスレーベン処分場



(DBE社ウェブサイトより引用)

スイス資料

スイスの行政制度



※カッコ内の数字は個数
〔「スイスの連邦制度と地方自治のあらまし」及び「スイスの地方自治」財団法人 自治体国際化協会より作成〕

放射性廃棄物

◎放射性廃棄物の区分

区 分	種 類
高レベル放射性廃棄物	使用済燃料の再処理により発生するガラス固化体及び再利用されない使用済燃料
α廃棄物	α線放射体の含有量がコンディショニングされた廃棄物 1 グラム当たり 20,000 ベクレルを超える廃棄物 (本文中の「TRU 廃棄物」に該当するものです)
低中レベル放射性廃棄物	高レベル放射性廃棄物及びα廃棄物以外の放射性廃棄物

(原子力令より作成)

◎高レベル放射性廃棄物の中間貯蔵

設 備	所有者／運転者	受入廃棄物	廃棄物発生源
ヴュレンリンゲン中間貯蔵施設 (ZWILAG)	ヴュレンリンゲン中間貯蔵会社 (ZWILAG 社)	使用済燃料ガラス固化体	国外の再処理施設、原子力発電所など

(NAGRA ウェブサイトより作成)

◎α廃棄物・低中レベル放射性廃棄物の処分

スイスには、低中レベル放射性廃棄物処分場がないため、管理状況を記述。

廃棄物の種類	管理状況
再処理過程から発生するα廃棄物	ヴュレンリンゲン中間貯蔵施設 (ZWILAG) で貯蔵予定
原子力発電所の運転廃棄物	ヴュレンリンゲン中間貯蔵施設 (ZWILAG) で貯蔵、ベツナウ中間貯蔵施設 (ZWIBEZ)、各原子力発電所サイト内で貯蔵
医療、産業、研究施設で発生するα廃棄物及び低中レベル放射性廃棄物	パウル・シェラー研究所 (PSI) で貯蔵

(放射性廃棄物安全条約に基づくスイス国別報告書 (第4回) より作成)

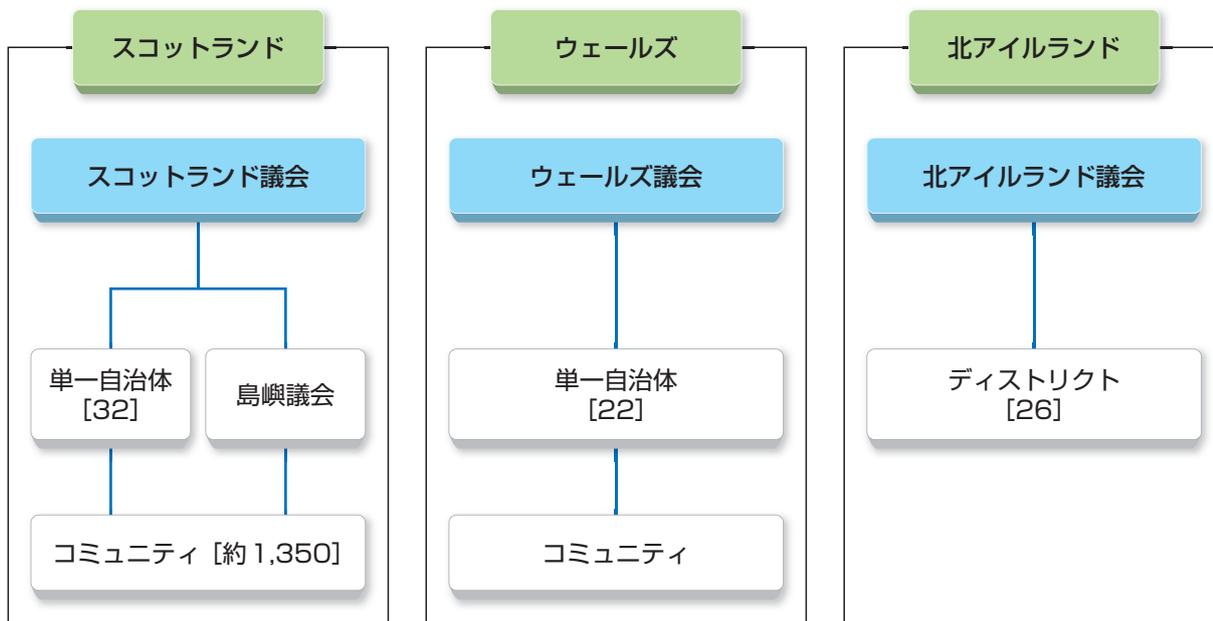
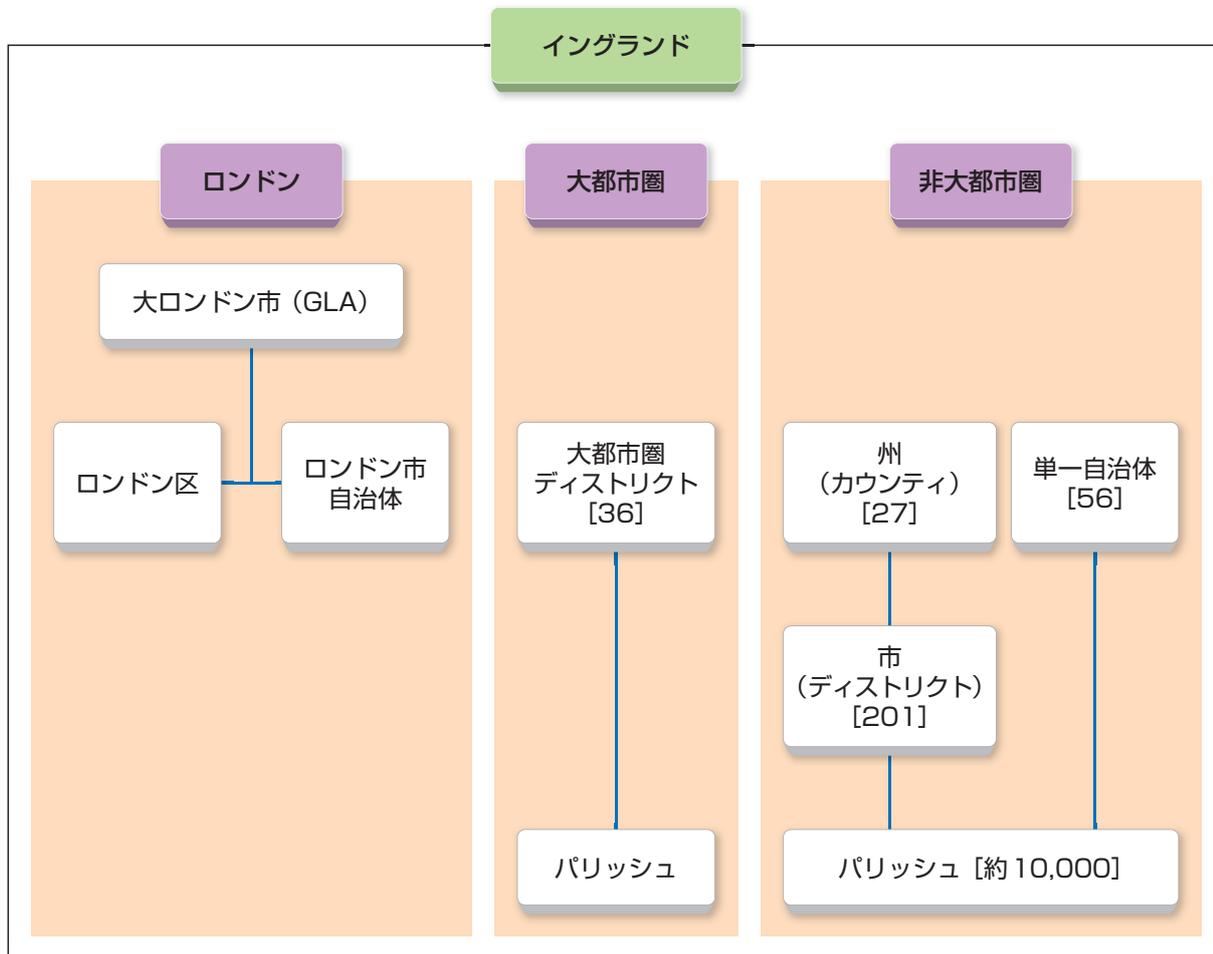
◎ヴュレンリンゲン中間貯蔵施設 (ZWILAG)



(NAGRA 提供資料より引用)

英国資料

英国の地方自治体制度



※カッコ内の数字は自治体の数
 (「英国の地方自治 (改訂版) - 2009年度改訂版 -」財団法人自治体国際化協会などから作成)

放射性廃棄物

◎放射性廃棄物の区分

区分	種類
高レベル放射性廃棄物	かなりの発熱を伴う廃棄物で処分施設の設計時に、この要因を考慮する必要のある廃棄物
中レベル放射性廃棄物	放射能濃度が低レベル以上で処分施設の設計時に、その発熱量を考慮する必要のない廃棄物。主に使用済燃料の再処理によって発生する廃棄物
低レベル放射性廃棄物	一般廃棄物との共同処分が適切でない放射性物質を含み、 α 放射能濃度が4GBq/t、 β - γ 放射能濃度が12GBq/tを超えない廃棄物
極低レベル放射性廃棄物	放射能濃度が非常に低く一般廃棄物との共同処分ができる廃棄物。(病院や原子力産業以外で発生する廃棄物なども含む) または総放射能濃度が4MBq/tを超えず、特定の埋設施設で処分可能な廃棄物

(放射性廃棄物等安全条約に基づく英国国別報告書(第4回)、白書「放射性廃棄物の安全な管理」(Cm. 7386)、Defra, 2008より作成)

◎高レベル放射性廃棄物の中間貯蔵(廃液貯蔵含む)

設備	所有者/運転者	受入廃棄物	廃棄物発生源
セラフィールド	原子力廃止措置機関(NDA)/セラフィールド社	使用済燃料 高レベル放射性廃液 ガラス固化体	原子力発電所 再処理施設
ドーンレイ	原子力廃止措置機関(NDA)/英国原子力公社(UKAEA)	使用済燃料 高レベル放射性廃液	原子力発電所 再処理施設
サイト内貯蔵施設(各原子力発電所)	各発電所所有者	使用済燃料	原子力発電所

(放射性廃棄物等安全条約に基づく英国国別報告書(第4回)、NDA Strategy Draft for Consultationより作成)

◎中レベル放射性廃棄物の処分：高レベル放射性廃棄物との併置処分を予定

◎低レベル放射性廃棄物の処分

設備	所有者/運転者	廃棄物発生源	処分施設概要(方式、深度)	容量	処分量	操業状況	閉鎖後のモニタリング期間
ドリッグ処分場	原子力廃止措置機関(NDA)/低レベル放射性廃棄物処分場会社	原子力発電所、核燃料サイクル施設、研究所、RI施設、病院	浅地中のトレンチまたはボルトに埋設	約180万m ³	約100万m ³ (~2006年。ドーンレイ*での処分量も含む)	1959年より操業開始	100年

* ドーンレイでは、新しい低レベル放射性廃棄物処分場を建設中(容量：約18万m³、2014年操業予定)

(Low-level radioactive waste repositories: an analysis of costs, OECD/NEA, 放射性廃棄物等安全条約に基づく英国国別報告書(第4回)、NDA Strategy Draft for Consultation, NDA, Doureay Site Restoration Ltdウェブサイト、Country Waste Profile Report for United Kingdom Reporting Year: 2007より作成)

◎ドリッグ処分場



(BNFLウェブサイトより引用)

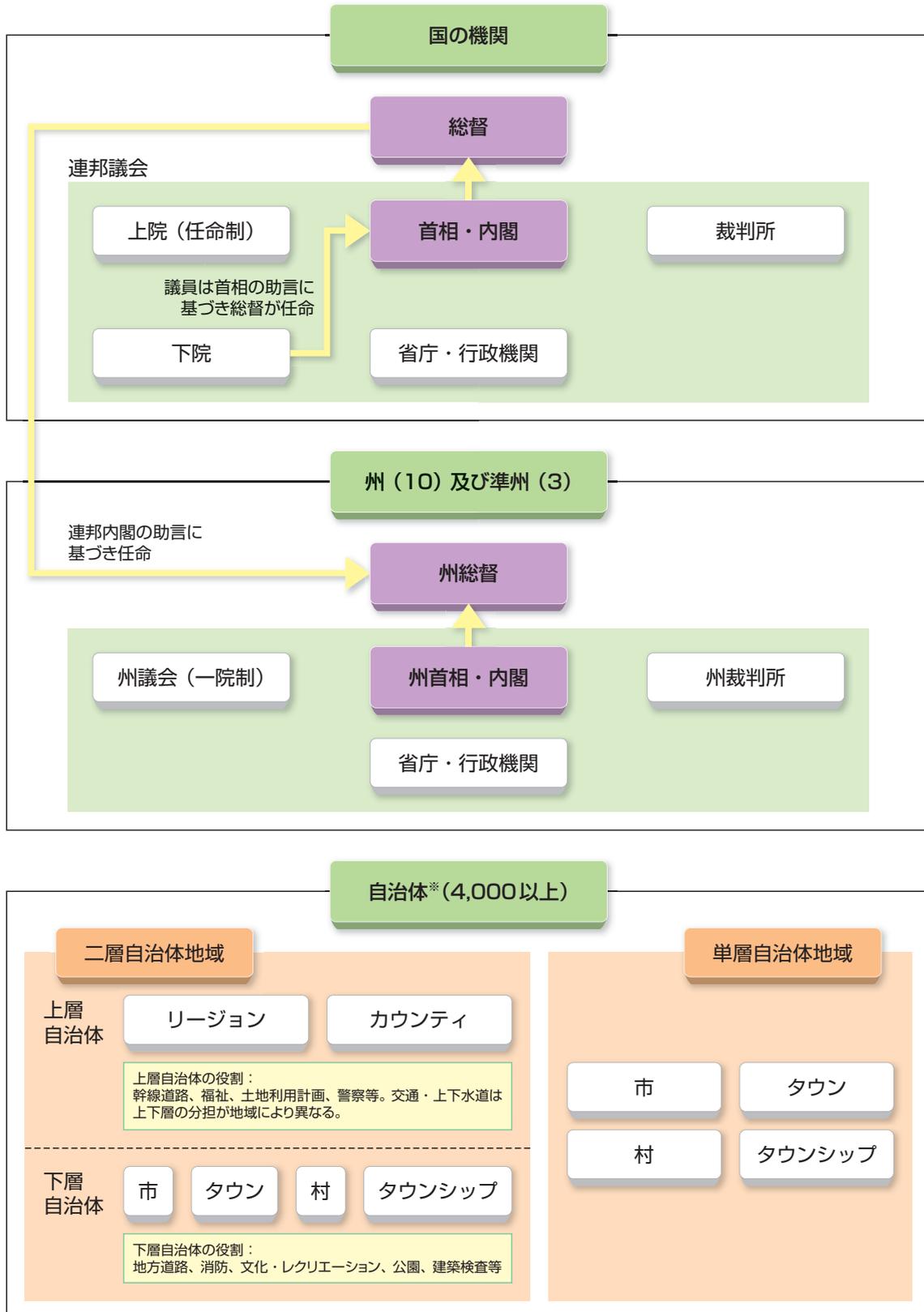
◎セラフィールド再処理施設、ガラス固化施設及び貯蔵施設



(BNFLウェブサイトより引用)

カナダ資料

カナダの行政制度



※制度は州によって異なる。上記はオンタリオ州の場合

（財団法人自治体国際化協会「カナダの地方団体の概要」、内閣府「IT革命の中での諸外国の中長期財政計画に関する調査報告書」、Maple Leaf Web ウェブサイト等より作成）

放射性廃棄物

●放射性廃棄物の区分

区分	種類
高レベル放射性廃棄物	使用済燃料
低・中レベル放射性廃棄物*	歴史的廃棄物**
	燃料製造、原子力発電、放射性同位体製造及び使用、原子力研究に伴い発生する放射性廃棄物
ウラン鉱山及び鉱滓	

(放射性廃棄物等安全条約に基づくカナダ国別報告書(第4回)より作成)

●高レベル放射性廃棄物の中間貯蔵

設備	所有者/運転者	受入廃棄物	廃棄物発生源
サイト内貯蔵施設	各発電所所有者等	使用済燃料	原子力発電所等

(放射性廃棄物等安全条約に基づくカナダ国別報告書(第4回)より作成)

* 取扱いと中間貯蔵時の遮へいの必要性の有無により、低レベル廃棄物と中レベル廃棄物に区分されています。
 ** 歴史的廃棄物は、過去の活動で発生した廃棄物で、発生者不明などにより十分な管理ができないため、現在は低レベル放射性廃棄物管理室により管理されています。

●低レベル放射性廃棄物の処分

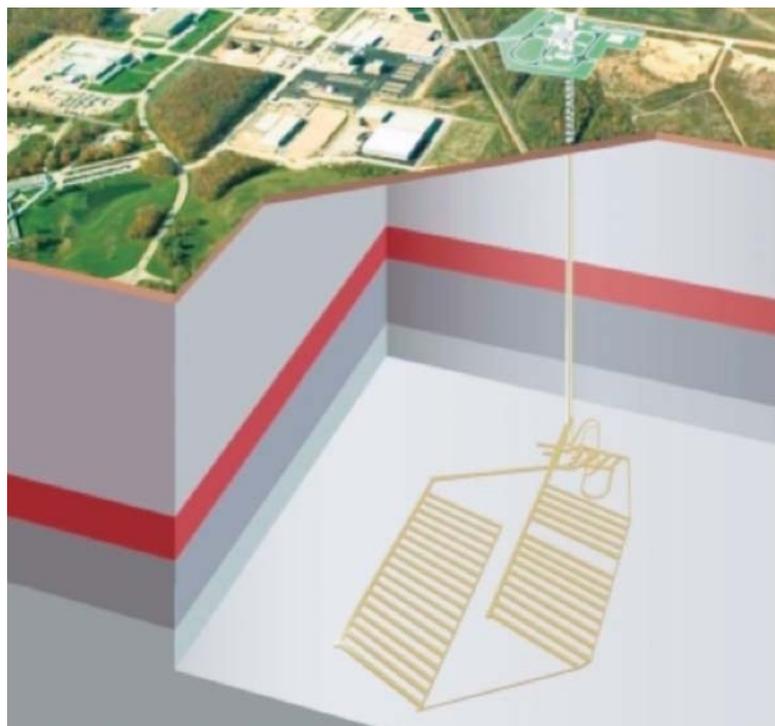
カナダには、低レベル放射性廃棄物処分場がないため、管理状況を記述。

廃棄物の種類	管理状況
歴史的廃棄物	オンタリオ州、ポートホープ等の貯蔵施設で貯蔵
燃料製造、原子力発電、放射性同位体製造及び使用、原子力研究に伴い発生する放射性廃棄物	原子力発電所サイト内及び AECL チョークリバー研究所の施設で貯蔵

(放射性廃棄物等安全条約に基づくカナダ国別報告書(第4回)より作成)

●低・中レベル放射性廃棄物の地層処分場の建設計画

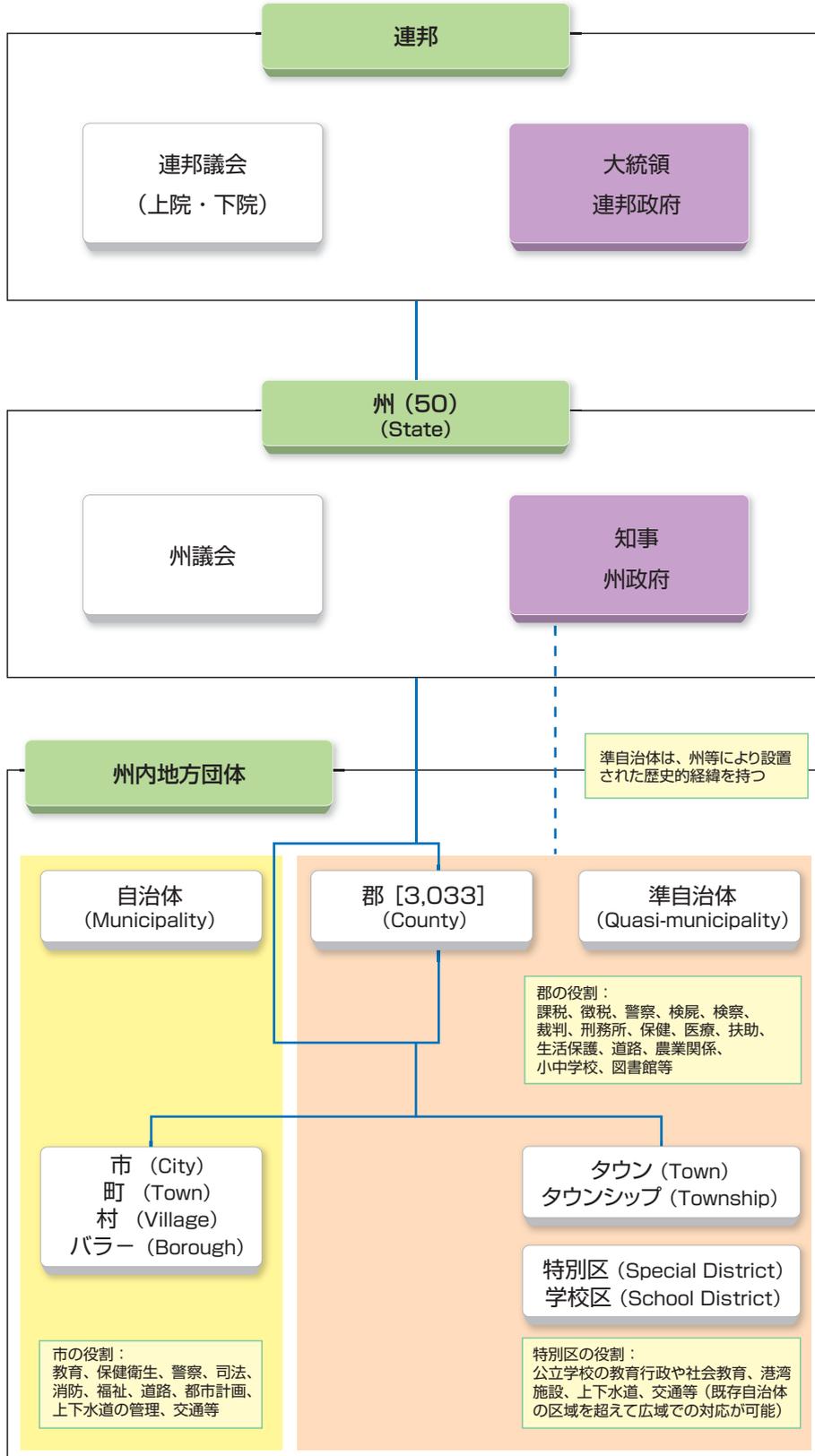
オンタリオ・パワー・ジェネレーション(OPG)社は現在、ブラス原子力発電所(オンタリオ州)のサイト内に、低・中レベル放射性廃棄物の地層処分場を建設する計画を進めている。現在この建設プロジェクトは許認可申請の前段階として、環境影響を審査する段階に入っている。



(OPG社資料より引用)
 (<http://www.opg.com/power/nuclear/waste/dgr/>)

米国資料

米国の行政制度



※括弧内の数字は各州、自治体の数
(財団法人自治体国際化協会ウェブサイト及びGovernment Organization, U.S. Census Bureauより作成)

放射性廃棄物

◎放射性廃棄物の区分

区分	種類
高レベル放射性廃棄物(商業用)	主に原子力発電により発生する使用済燃料
高レベル放射性廃棄物(DOE)	主に軍事用原子炉により発生する使用済燃料、ガラス固化体、高レベル放射性廃液
超ウラン(TRU)廃棄物	核兵器研究・製造、使用済燃料の再処理等の活動によって発生する廃棄物のうち、半減期が20年を超えるα放射体の超ウラン元素が廃棄物1グラム当たり3,700ベクレル(100nCi/g)以上含まれるもの
低レベル放射性廃棄物(商業用)	主に原子力発電所の運転によって発生する運転廃棄物及び廃炉廃棄物(長寿命及び短寿命核種の濃度に応じて、クラスA、B、C、GTCCの4区分に分類される)
低レベル放射性廃棄物(DOE)	政府所有の廃棄物及び政府所有サイトで発生または所持している廃棄物で、高レベル放射性廃棄物、超ウラン廃棄物、副生成物廃棄物以外のもの
11e2副生成物廃棄物*	ウラン鉱滓等

* 副生成物廃棄物は原子力法第11条e(2)において定義されている。
(放射性廃棄物等安全条約に基づく米国国別報告書(第4回)より作成)

◎高レベル放射性廃棄物の中間貯蔵(廃液貯蔵含む)

設備	所有者/運転者	受入廃棄物	廃棄物発生源
サイト内貯蔵施設(各原子力発電所)	各電力会社	使用済燃料	原子力発電所
ハンフォード・サイト(ワシントン州)	エネルギー省(DOE)	使用済燃料 高レベル放射性廃液	国防関連
アイダホ国立工学・環境研究所(INEEL)(アイダホ州)	エネルギー省(DOE)	使用済燃料 高レベル放射性廃液等	国防関連
アルゴンヌ国立研究所(アイダホ州、イリノイ州)	エネルギー省(DOE)	使用済燃料	国防関連
サンディア国立研究所(SNL)(ニューメキシコ州)	エネルギー省(DOE)	使用済燃料	国防関連
ウエストバレー実証プロジェクト(ニューヨーク州)	エネルギー省(DOE)	ガラス固化体	原子力発電所
サバナリバー・サイト(SRS)(サウスカロライナ州)	エネルギー省(DOE)	使用済燃料 ガラス固化体 高レベル放射性廃液	国防関連
オークリッジ保留地(テネシー州)	エネルギー省(DOE)	使用済燃料	国防関連
モリス(イリノイ州)	ゼネラル・エレクトリック社	使用済燃料	原子力発電所

(放射性廃棄物等安全条約に基づく米国国別報告書(第4回)より作成)

◎低レベル放射性廃棄物・TRU 廃棄物の処分

設備	所有者/運転者	廃棄物発生源	処分施設概要(方式、深度)	容量	処分量	操業状況	閉鎖後のモニタリング期間
バーンウェル処分場(サウスカロライナ州)	エナジーソリューションズ社	民間の原子力利用(発電、工業、研究、医療)、エネルギー省(DOE)を除く連邦政府、州政府	浅地中のトレンチに埋設	約88万m ³	約80万m ³ (2010年12月時点)	1971年操業開始 2008年7月以降は、協定州のみから受入れ	100年以下
リッチランド処分場(ワシントン州)	U.S. エコロジー社	民間の原子力利用(発電、工業、研究、医療)、エネルギー省(DOE)を除く連邦政府、州政府	浅地中のトレンチに埋設	約170万m ³	約40万m ³ (2010年12月時点)	1965年操業開始	100年以下
クライブ処分場(ユタ州)	エナジーソリューションズ社	核兵器開発による汚染を含むエネルギー省(DOE)及び民間の環境修復によって発生する廃棄物など。低レベル放射性廃棄物の他に「11e副生成物廃棄物」なども処分	天然の土壌・粘土を用いた浅地中埋設(クラスAのみ。クラスB、Cについては許可取得を断念)	約882万m ³	約457万m ³ (2010年12月時点)	1988年操業開始	100年以下
WCSテキサス処分場	WCS社	民間の原子力利用(発電、工業、研究、医療)、連邦政府、州政府	浅地中のトレンチに埋設	民間用: 約53万m ³ 連邦用: 382万m ³	-	2012年操業開始	100年
DOEの各研究所等の処分施設	エネルギー省(DOE)	DOE関連施設	処分施設毎に設計は異なる	不明	約973万m ³ (2007年10月1日時点)	操業中	100年以下
廃棄物隔離パイロットプラント(WIPP)	エネルギー省(DOE)	DOE関連施設(超ウラン(TRU)廃棄物)	深度約655mの岩塩層中のトンネルに処分	約17万6,000m ³	約8.5万m ³ (2012年12月時点)	1999年操業開始 2034年まで操業予定	100年以上

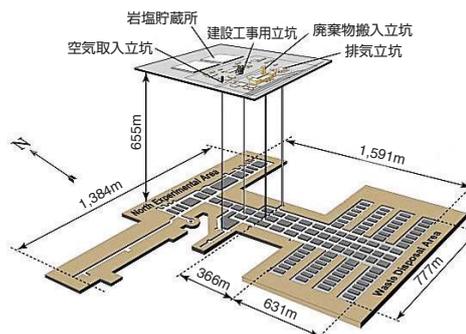
(放射性廃棄物等安全条約に基づく米国国別報告書(第4回)、Country Waste Profile Report for United States of America Reporting year :2008, IAEA/WMDB/4 2002, Low-Level Radioactive Waste - Disposal Availability Adequate in the Short Term, but Oversight Needed to Identify Any Future Shortfalls, GAO-04-0604, 原子力規制委員会(NRC)ウェブサイト、WIPPウェブサイト、WCS社ウェブサイトより作成)

◎バーンウェル処分場



(GTS Duratek社パンフレットより引用)

◎廃棄物隔離パイロットプラント(WIPP)



(DOE WIPPウェブサイトより作成)

諸外国における高レベル放射性廃棄物処理事業 に関連する地域振興策

(2012年12月時点)

国名	処分場建設予定地・調査地などの名称： ①地理的特性 ②社会環境特性 ③近郊での原子力関連施設の有無	地域振興策（地域のベネフィット）	
		法的枠組（交付金や優遇税制等）	実施主体や廃棄物発生者等の取組
スウェーデン	<p>●エストハンマル自治体 〔処分場建設予定地のフォルスマルクがある〕 ①沿岸部：71%が森林 ②漁業／造船、鉄／鉄鋼、農業から、原子力発電事業等へ。 ③原子力発電所、低中レベル放射性廃棄物処分場</p> <p>●オスカーシャム自治体 〔サイト調査実施地のラクセマルがある〕 ①沿岸部：75%が森林 ②造船、農林業から、工業とエネルギー産業へ。 ③原子力発電所、使用済燃料集中中間貯蔵施設</p>	○自治体が行う情報提供活動に要する費用支出：自治体当たり年間500万クロネ（6,000万円）	<p>○エストハンマル自治体、オスカーシャム自治体（いずれもサイト調査地の所在自治体）、SKB社、原子力発電事業者4社の計7者間で、2自治体の開発に関する協定をSKB社が処分場の建設予定地を決める前に締結</p> <p>○2025年までに総額20億クロネ（240億円）の付加価値事業を実施。処分場が立地される自治体に25%、立地されない自治体に75%を配分する内容</p> <p>○2009年6月にSKB社が処分場の建設予定地をフォルスマルクに決定したことを受けて、配分比率がオスカーシャム75%、エストハンマル25%になった</p>
フィンランド	<p>●ユウロキ自治体 〔最終処分地であるオルキオトがある〕 ①沿岸部（島） ②農業、林業、加工業、サービス産業が主要産業、自治体の人口は約6,000人 ③原子力発電所、低中レベル放射性廃棄物処分場</p>	○固定資産税：通常施設の税率0.5～1.0%に対して、原子力施設の場合に上限2.85%とする優遇措置。（立地自治体に対する上記以外の恩恵を法的には認めていない）	<p>○ボシヴァ社の移転</p> <p>○ボシヴァ社による旧高齢者用住居施設の賃借・改装（事務所として利用、会議室などを一般にも開放）</p> <p>○新しい高齢者用住居施設建設のための自治体への貸付</p>
フランス	<p>サイト未定（ムーズ県／オート＝マルヌ県境のビュール地下研究所近傍より選定される予定） ①内陸部の段丘地 ②農畜産業中心の非人口密集地域 ③無し</p>	<p>○地域振興策実施のために、施設設置県に公益事業共同体（GIP）を設置：地域主導の柔軟な制度。農業・観光事業活性化等の地域振興に以下の資金を活用</p> <p>－2000年～2006年：年間約915万ユーロ（約9.4億円） －2007年～2009年：年間2,000万ユーロ（20.6億円） －2010年以降：年間3,000万ユーロ（30.9億円）</p>	<p>○廃棄物発生者（EDF、AREVA、CEA）による取組：地元雇用創出のためのプロジェクトの実施（省エネ設備の戸別設置支援、次世代バイオマス燃料生産のための木材ガス化の開発・生産施設設置等）</p> <p>※ビュール地域を将来のエネルギー基幹都市として位置付けた取組み</p>
ドイツ	<p>●ニーダーザクセン州 〔ゴアレーベンで地下探査を実施*〕 ①内陸のエルベ川沿岸 ②非人口密集地域。隣接に放射性廃棄物関連施設。 ③中間貯蔵施設（使用済燃料、ガラス固化体、他） ※サイト選定方法を再検討中</p>	（地域振興を目的とする法的枠組みはない）	<p>○連邦とニーダーザクセン州との協定に基づき、連邦から当該州へ補助金支給</p> <p>－1979年の協定：1979年～1988年にかけて合計3億2,000万マルク（約170億円） －1990年の協定：1990、91年に合計6,000万マルク（約32億円）</p>
スイス	（サイト未定）	○地域振興目的の法的枠組みはないが、サイト選定手続などを定めた特別計画「地層処分場」は、サイトの確定後に交付金について検討することを規定	（現段階では未定）
英国	（サイト未定）	○地域振興目的の法的枠組みはないが、政府白書において、地元地域、政府及び原子力廃止措置機関（NDA）などの協議により検討していくことを明記	（現段階では未定）
米国	<p>●ネバダ州 〔ユッカマウンテン計画は中止の方針〕 ①ラスベガス北西約160kmの砂漠地帯 ②ネバダ核実験場に隣接する連邦政府所有地 ③核実験場、エネルギー省（DOE）の低レベル放射性廃棄物処分場</p>	<p>○地域が行う情報提供活動等に対する補助金の交付：2000年までに約2億ドル（約158億円）の支給</p> <p>○事業及び不動産に対する課税相当額地元への支払：2000年までに約5,500万ドル（約43億円）の地元への支払</p> <p>○立地を受入れた州との契約に基づいて、州に年間1,000～2,000万ドル（7.9億～15.8億円）の使途制限のない資金を提供</p>	（左記以外に地域振興策はない）
日本	（サイト未定）	<p>○電源三法交付金制度：文献調査に応募した市町村及びその周辺地域に対し、年間10億円（期間内交付金総限度額20億円）概要調査地区に対し年間20億円（期間内交付金限度額70億円）</p> <p>○精密調査以降については今後検討</p>	<p>○最終処分施設建設までに原子力発電環境整備機構（NUMO）の本拠地移転</p> <p>○地域からのNUMO職員の雇用及び事業への地域産業の活用</p>

※為替レートは、2012年12月時点の日銀の基準外国為替相場及び裁定外国為替相場を使用しています。（1米ドル＝79円、1ユーロ＝103円、1スウェーデン・クロネ＝12円）

2012年1月から2013年1月までの 諸外国における高レベル放射性 廃棄物等の管理・処分の動き



諸外国における高レベル放射性廃棄物の最終処分や地層処分の計画の動きに注目し、“海外情報ニュースフラッシュ”として、上記のホームページで最新の正確な情報を迅速に提供しています。

2012年	
	1月4日 フランス放射性廃棄物管理機関 (ANDRA) が地層処分事業を支援するコントラクターを選定
	1月9日 ドイツでBfSがアッセII研究鉱山での廃棄物回収に向けた現状確認調査のための評価基準を公表
	1月20日 スイスで放射性廃棄物管理共同組合 (NAGRA) が地層処分場の地上施設の設置区域として20カ所を提案
	1月26日 米国のブルーリボン委員会が最終報告書を公表
	1月31日 フランス会計検査院が放射性廃棄物管理を含む原子力発電事業の費用に関する報告書を公開
	2月14日 米国で2013会計年度の予算要求 — 「使用済燃料処分等プログラム」(UFD) に対して約6,000万ドル要求
	3月5日 スウェーデンで放射線安全機関 (SSM) が立地・建設許可申請書に関する追加情報を要求
	3月8日 フィンランドの地下特性調査施設 (ONKALO) における調査の動向 — トレーサー試験の開始
	3月12日 英国でエネルギー・気候変動省 (DECC) が地層処分場の候補地の特定及び評価の枠組みを公表
	5月22日 英国の西カンブリア放射性廃棄物安全管理パートナーシップの動き — 地層処分場サイト選定プロセスへの参加に関する世論調査結果の公表
	6月1日 米連邦控訴裁判所がDOEに放射性廃棄物基金への拠出金額の妥当性を評価するよう指示
	6月13日 スウェーデンの放射線安全機関 (SSM) がSKB社の安全評価書の国際ピアレビュー報告書を公表
	6月15日 スイスの連邦エネルギー庁が放射性廃棄物管理プログラム及び同プログラムの評価結果に対する意見募集を開始
	6月18日 スウェーデンでSSMが立地・建設許可申請書に関する初期技術審査で寄せられた意見書を公表
	6月29日 英国の原子力廃止措置機関 (NDA) が一般的な条件での処分システム・セーフティケースに対する規制機関のレビュー報告書への対応を公表
	7月2日 スイスで連邦エネルギー庁が地層処分場が与える経済影響に関する中間調査結果を公表
	7月11日 フランスの放射性廃棄物管理機関 (ANDRA) が国家放射性廃棄物インベントリレポートの2012年版を公開
	7月20日 英国の西カンブリア放射性廃棄物安全管理パートナーシップの動き — 自治体議会への最終報告書取りまとめ
	7月25日 フランスの国家委員会 (CNEF) が放射性廃棄物管理費用等に係る資金確保の適切性などに関する評価報告書を公開
	9月6日 米国でNRCが環境影響評価の実施と「廃棄物保証」規則の再改定へ
	9月17日 ベルギーで浅地中処分場建設許可申請に向けた安全報告書についての国際ピアレビュー結果が公表
	9月19日 英国のケント州シェップウェイ市議会が地層処分場選定プロセスへの関心表明を行わないことを決定
	9月30日 カナダでサイト選定プロセスへの関心表明の受付を一時中断 — 受け付け済み21地域への調査・対応に注力 —
	10月2日 英国のカンブリア州、コーブランド市及びアラデル市がサイト選定への参加決定を延期
	10月9日 フランスの放射性廃棄物管理機関 (ANDRA) が地層処分場設置に関する公開討論会の開催を公開討論国家委員会 (CNDP) に付託
	10月29日 スウェーデンの規制当局がSKB社による使用済燃料処分場の環境影響評価書の補足の必要性に関する意見書を提出
	11月5日 スイスで連邦原子力安全検査局が事業者による処分費用見積りを妥当なものと評価
	11月20日 米国で廃棄物隔離パイロットプラント (WIPP) が11,000回の輸送の受入れを達成
	11月20日 韓国政府が「使用済燃料管理対策推進計画」を策定
	11月29日 英国政府がエネルギー法改正案を議会に送付
	11月30日 ドイツで連邦環境大臣がゴアレーベンでの探査活動を一時停止することを決定
	12月6日 ドイツで連邦政府がアッセII研究鉱山の閉鎖を促進するための法案を策定
	12月28日 フィンランドでボシヴァ社がオルキオでの使用済燃料処分場の建設許可を申請
2013年	
	1月11日 米国でDOEが「使用済燃料及び高レベル放射性廃棄物の管理・処分戦略」を公表
	1月25日 スイス連邦原子力安全検査局 (ENSI) が安全性の評価関連の3つの文書を公表
	1月31日 英国のカンブリア州の議決により、コーブランド市及びアラデル市でのサイト選定プロセスが次段階に進めないことが決定
	1月31日 ベルギー放射性廃棄物・濃縮核分裂性物質管理機関 (ONDRAF/NIRAS) が浅地中処分場の建設許可申請書を提出